

## 公表資料

平成28年12月20日  
防 衛 省

### 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（平成28年7月1日～同年9月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、平成28年7月1日から同年9月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

#### 〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は46件

再就職先区分別では、営利法人が38件、学校法人等が3件、国又は地方公共団体の機関が2件、その他の非営利法人が2件、自営業が1件となっています。

#### 【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(平成28年7月1日～同年9月30日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	12	-	34	46

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分										合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	特殊法人	認可法人	公益法人	学校法人等(注)	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	2	-	-	-	-	3	2	38	1	-	46

(注)学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
 (平成28年7月1日～同年9月30日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	再就職の約束をした日	離職日	再就職日 (注1)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認(以下「求職の承認」という。)の有無	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注2, 3)
1	遠藤 智之	55	航空自衛隊補給本部総務部長	H28. 7. 25	H28. 7. 31	H28. 8. 1	株式会社コナカ	ビジネスウェアの小売業	部長職	無	有
2	折戸 優	55	航空自衛隊航空救難団副司令	H28. 7. 25	H28. 7. 31	H28. 8. 1	学校法人君が淵学園	教育	技術員 (教務職員)	無	有
3	中井 徳浩	55	航空自衛隊第2術科学学校副校長	H28. 7. 19	H28. 7. 31	H28. 8. 1	富国生命保険相互会社	生命保険会社	囑託	無	有
4	熊谷 文秀	55	陸上自衛隊研究本部総合研究部第2研究課長	H28. 7. 12	H28. 8. 1	H28. 8. 16	株式会社日本製鋼所	エネルギー事業、産業機械事業	担当部長	無	有
5	武本 茂	55	陸上自衛隊幹部学校教育部作戦運用教育第3室長	H28. 7. 20	H28. 8. 1	H28. 9. 1	明治記念館	総合結婚式場	事務職	無	有
6	豊田 和男	55	陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦分校長	H28. 7. 25	H28. 8. 1	H28. 9. 1	三菱電機株式会社	各種電気機械器具製造、販売	電子企画部専任(囑託)	無	有
7	中園 博文	55	海上自衛隊徳島教育航空群司令	H28. 7. 19	H28. 8. 1	H28. 8. 2	大草薬品株式会社	医薬品製剤製造業	総務部長	無	有
8	日根野 伸一	55	陸上自衛隊第12旅団副旅団長	H28. 7. 4	H28. 8. 1	H28. 8. 2	第一生命保険株式会社	生命保険業	顧問(囑託)	無	有
9	中村 俊一	56	航空自衛隊幹部学校付(航空自衛隊幹部学校教育部長)	H28. 7. 14	H28. 8. 5	H28. 8. 16	三菱電機特機システム株式会社	レーダー応用機器、電子応用機器等の製造及び販売等	営業本部長付(囑託)	無	有
10	森 博史	56	陸上自衛隊東部方面総監部監察官	H28. 6. 30	H28. 8. 16	H28. 8. 17	学校法人都築学園日本薬科大学	教育・研究	課長補佐	無	有

11	藤永 映章	56	航空自衛隊幹部学校付 (航空自衛隊幹部学校教 育部主任教官)	H28. 7. 20	H28. 8. 18	H28. 11. 1	株式会社東芝	社会・産業インフラ事 業	インフラシ ステムソ リユーシ ョン社 担当部長	無	有
12	藤野 靖久	56	陸上自衛隊武器学校副 校長兼企画室長	H28. 7. 8	H28. 8. 20	H28. 8. 21	中国化薬株式会社	防衛火工品、産業火薬 品、工業薬品の製造及 び販売	副参事	無	有

(注1) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注2) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注3) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注1, 2）
1	麻山 俊哉	53	大臣官房企画官	H26.12.31	H28.9.1	新日本環境調査株式会社	水・陸域の環境調査・分析及び自然環境に関する総合コンサルタント業務	顧問	無	無
2	梶木 壽	66	防衛監察監	H27.3.31	H28.6.29	前田道路株式会社	土木建築工事の請負、設計並びに監督、諸材料の制作販売等	社外取締役	無	無
3	西 正典	61	防衛事務次官	H27.10.1	H28.8.31	スーパーレジン工業株式会社	航空・宇宙機器及び産業機器部品などの研究・製造・販売	顧問	無	無
4	西 正典	61	防衛事務次官	H27.10.1	H28.8.31	seven dreamers laboratories株式会社	carbonゴルフシャフト事業、医療機器製造販売業	顧問	無	無
5	星山 良一	56	海上自衛隊佐世保地方総監部付（海上自衛隊佐世保警備隊司令）	H28.2.9	H28.6.23	今治造船株式会社	船舶製造・修理業	船舶製造・修理担当部長	無	有
6	猫橋 敏文	56	海上自衛隊航空補給処長	H28.3.18	H28.7.1	川崎重工業株式会社	輸送用機械器具製造業	基幹職（嘱託社員）	無	無
7	黒木 忠広	55	海上自衛隊横須賀造修補給所長	H28.3.22	H28.7.1	株式会社 I H I	航空機用原動機製造業	航空宇宙事業本部顧問	無	無
8	飯塚 稔	57	防衛装備庁長官官房装備官	H28.3.23	H28.7.1	リコーエレメックス株式会社	各種精密機器、情報機器類の製造及び販売	特機事業部顧問（嘱託）	無	無
9	岡 浩	56	海上自衛隊掃海隊群司令	H28.3.23	H28.7.1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	艦船建造	顧問	無	無
10	高橋 勝夫	57	統合幕僚学校長	H28.3.23	H28.7.1	株式会社東芝	電気製品の製造及び販売	インフラシステムソリューション社顧問（嘱託）	無	無
11	黒沢 正樹	60	防衛装備庁電子装備研究所長	H28.3.31	H28.7.1	株式会社東芝	各種技術事項の動向調査及び技術的助言	インフラシステムソリューション社顧問	無	無

12	酒田 威志	60	防衛装備庁航空装備研究所長	H28. 3. 31	H28. 6. 27	川崎重工業株式会社	開発・研究	顧問（囑託）	無	無
13	千葉 昌孝	60	防衛装備庁技術戦略部革新技術戦略官	H28. 3. 31	H28. 7. 1	株式会社東芝	誘導機器研究開発における提案活動のための技術支援	インフラシステムソリューション社顧問（囑託）	無	無
14	横枕 義幸	60	九州防衛局調達部次長	H28. 3. 31	H28. 7. 1	株式会社梅村組	建築・土木等建設工事の請負	福岡営業所長	無	無
15	佐藤 哲	56	海上自衛隊艦船補給処付（海上自衛隊艦船補給処副処長）	H28. 6. 24	H28. 7. 1	ヨコハマゴム・マリン&エアロスペース株式会社	輸送用機械器具卸売業	販売部担当部長（囑託）	無	有
16	平田 徹	60	九州防衛局次長	H28. 6. 30	H28. 9. 1	日本国土開発株式会社	土木、建築工事に関する設計、請負及びマネジメント業務	顧問	無	無
17	七種 義幸	58	防衛装備庁調達事業部電子音響調達官	H28. 7. 1	H28. 9. 1	一般社団法人日本防衛装備工業会	防衛装備品等の研究開発の促進・生産技術の向上発展等に関わる活動	総務部長	無	無
18	田原 計	56	陸上自衛隊関西補給処長	H28. 7. 1	H28. 9. 21	富士通株式会社	ソフトウェアサービス及び情報処理機器、通信機器、電子デバイス関連資器材の製造・販売	特機システム事業本部顧問（囑託）	無	無
19	三村 亨	60	防衛審議官	H28. 7. 1	H28. 9. 1	損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社	保険・金融に関する調査・研究	理事長	無	無
20	三村 亨	60	防衛審議官	H28. 7. 1	H28. 9. 1	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	保険・金融の諸情勢についての調査業務	顧問（調査部担当）	無	無
21	山岡 博幸	59	北海道防衛局長	H28. 7. 1	H28. 9. 1	株式会社イチケン	企画、設計、監理、施工及びアフターメンテナンスの総合建設業	顧問	無	無
22	渡邊 一浩	59	大臣官房施設監	H28. 7. 1	H28. 8. 1	株式会社梓設計	建築士事務所	技術顧問	無	無
23	渡邊 一浩	59	大臣官房施設監	H28. 7. 1	H28. 8. 23	渡邊国際企画	技術士事務所	開業技術士	無	無
24	戸上 義隆	56	陸上自衛隊北部方面総監部付（陸上自衛隊富士学校富士教導団特科教導隊長）	H28. 7. 11	H28. 8. 1	ジブラルタ生命保険株式会社	生命保険業	顧問（契約社員）	無	有

25	安藤 哲夫	55	防衛研究所教育部長	H28. 8. 1	H28. 9. 1	新明和工業株式会社	輸送用機械器具製造業	顧問 (嘱託)	無	有
26	石橋 一弘	55	陸上自衛隊補給統制本部航空部長	H28. 8. 1	H28. 9. 1	日本電気株式会社	電気機械器具製造業	電波・誘導 事業部参与 (嘱託)	無	無
27	大久保 英樹	55	防衛大学校教授	H28. 8. 1	H28. 8. 22	富士ソフト株式会社	サイバー防護関連の提 案業務等	嘱託	無	無
28	鴻上 富男	55	自衛隊情報保全隊西部 情報保全隊長	H28. 8. 1	H28. 8. 3	徳島県庁	地方公務	企画幹 (課 長級)	無	有
29	小坂 明彦	55	海上自衛隊第1潜水隊 群司令	H28. 8. 1	H28. 9. 1	株式会社東芝	電気機械器具製造業	参事 (嘱 託)	無	有
30	澤村 信	55	陸上自衛隊幹部学校教 育部戦略教育室長	H28. 8. 1	H28. 8. 3	原子力規制委員会	原子力規制	原子力規制 庁職員	無	無
31	古庄 一広	56	陸上自衛隊高射学校付 (陸上自衛隊高射学校 高射教導隊長)	H28. 8. 26	H28. 8. 27	東京海上日動火災株 式会社	保険業	損害サービ ス主任	無	有
32	田所 浩	56	海上自衛隊横須賀潜水 艦基地隊付 (海上自衛 隊潜水艦教育訓練隊司 令)	H28. 9. 4	H28. 9. 5	オフショアエンジ アリング株式会社	機械器具設置工事業	担当部長 (常勤委 託)	無	有
33	岩村 浩昭	56	海上自衛隊東京業務隊 付 (海上自衛隊大湊地 方総監部管理部長)	H28. 9. 16	H28. 9. 17	株式会社グローカル ジャパン	海運事業等	企画開発事 業室長付	無	有
34	奥田 幹雄	56	海上自衛隊第22航空 群司令部付 (海上自衛 隊鹿屋航空基地隊司 令)	H28. 9. 24	H28. 9. 25	三井住友海上火災保 険株式会社	損害保険業	損害サポー ト専任職	無	有

(注1) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注2) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注3) ①自衛隊法第65条の11の規定の施行前に再就職の約束をして離職し、同条の規定の施行以降に再就職した者及び②管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。